

千葉県社会福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市における被災施設の災害復旧事業を円滑に実施し、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設の災害復旧に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該被災施設の設置者に対し補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた社会福祉施設等の災害復旧を行う事業であって、平成22年3月15日付け厚生労働省社援0315第9号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「国要綱」という。）第2の4の表の①欄に掲げる施設に係るものとする（国要綱に基づき、当該事業に対する本市の補助事業について、国庫補助金の交付を受けるものに限る。）。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業が民間助成資金（公益財団法人JKA、公益財団法人日本財団による助成資金その他これらに類するものをいう。）の補助対象事業である場合においては、補助の対象としない。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の対象とするものは、国要綱第2の4の表の①欄に掲げる施設の種類ごとに、③欄に掲げる施設の設置者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、社会福祉施設等の災害復旧（施設の復旧と一体的に復旧されるものであって、市長が必要と認めた復旧を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、国要綱の第2の5に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助額は、前条に規定する補助対象経費と国要綱の別表第1欄により算出した基準額を比較して、少ない方の額に国要綱第2の4の表の①欄に掲げる施設の種類ごと⑥欄補助率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定による比較は、工事契約等を締結する単位ごとに、行うものとする。

3 前2項に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるときは、別に補助額を決定することができるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助対象事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉県社会福祉施設等災害復旧補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げるものの変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 補助事業等の内容のうち、次に掲げるもの。
 - (ア) 建物の規模、構造又は用途（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - (イ) 建物の設置場所の変更
 - (ウ) 入所定員又は利用定員
 - イ 経費の配分
 - ウ 遂行計画
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (7) 補助事業者は補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、国要綱別紙様式8に準じた様式により速やかに市長に報告しなければならない。

また、市長に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (9) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助事業を行うために締結するいかなる契約についても、市が行う契約に準拠すること。
- (12) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- (13) その他市長が必要と認める事項

(交付決定通知等)

第8条 規則第6条の規定による通知は、千葉市社会福祉施設等災害復旧補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。ただし、補助事業の完了後に申請があった場合における交付の決定及び額の確定の通知は、千葉市社会福祉施設等災害復旧補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第2号の2)によるものとする。

(変更交付の申請等)

第9条 第7条第1号の規定による承認を受けようとするとき、及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市社会福祉施設等災害復旧補助事業変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市社会福祉施設等災害復旧補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、通知するものとする。

3 第7条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市社会福祉施設等災害復旧補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項の規定による報告をしようとするときは、当該年度の末日までに千葉市社会福祉施設等災害復旧補助事業実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、千葉市社会福祉施設等災害復旧補助金額確定通知書(様式第7号)によるものとする。

(交付の請求)

第12条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市社会福祉施設等災害復旧補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市社会福祉施設建設等災害復旧補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第13条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市社会福祉施設等災害復旧補助金交付決定取消通知書(様式第10号)によるものとする。

(返還命令)

第14条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市社会福祉施設等災害復旧補助金返還命令書(様式第11号)によるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成23年8月11日から施行し、3月11日以降に発生した災害による被害に適用する。

2 東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧事業については、第2条第1項の「平

成22年3月15日付け厚生労働省社援0315第9号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「国要綱」という。）とあるのは「平成23年8月11日付け厚生労働省発社援0811第1号厚生労働事務次官通知の別紙「東日本大震災にかかる社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「東日本大震災にかかる国要綱」という。）に読み替える。第3条及び第4条第2項「国要綱」とあるのは「東日本大震災にかかる国要綱」と読み替える。第5条「国要綱の別表第1欄」とあるのは「国要綱の別表第1欄の区分ごとに別表第2欄」と読み替える。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年2月4日から施行し、令和元年9月9日以降に発生した災害による被害に適用する。
- 2 令和元年台風第19号、第20号及び第21号に係る社会福祉施設等災害復旧事業については、第2条第1項中「平成22年3月15日付け厚生労働省社援0315第9号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「国要綱」という。）」とあるのは「令和2年2月4日付け厚生労働省発社援0204第6号厚生労働事務次官通知の別紙「令和元年台風第19号、第20号及び第21号に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「国要綱」という。）」に読み替える。第7条第7号中「事業完了の日」とあるのは「補助金の額の確定の日」とそれぞれ読み替えるものとする。